

第1回通学路の更なる安全対策検討会 議 事 次 第

日 時：令和4年4月27日（水）13:15～14:30

場 所：名古屋市役所 本庁舎2階 第一会議室

1 市長挨拶

2 開会挨拶

3 出席者紹介

資料1、2

4 今回（3月24日）の事故の状況および名古屋市内の交通事故発生状況について

5 交通安全に対するこれまでの取組み状況について

（1）スポーツ市民局

資料3

（2）教育委員会

資料4

（3）緑政土木局

資料5

6 検討内容について

資料6

7 検討組織について

資料6，7

8 閉会挨拶

第 1 回通学路の更なる安全対策検討会
出席者名簿

(敬称略)

役 職	所 属 等	氏 名
会長	名古屋市副市長	まつ お としのり 松雄 俊憲
副会長	名古屋市副市長	すぎの 杉野みどり
委員	スポーツ市民局長	てらざわ まさよ 寺澤 雅代
	緑政土木局長	かわだ せいいち 河田 誠一
	瑞穂区長	つきとう やす し 月東 靖詞
	教育委員会事務局教育次長	おおた よしくに 太田 宜邦

学識者	名古屋大学大学院教授	なかむら ひでき 中村 英樹
-----	------------	-------------------

オブザーバー	国土交通省中部地方整備局地域道路調整官	ないとう まさひと 内藤 正仁
	愛知県警察名古屋市警察部長	おくや としゆき 奥谷 俊之

出入口

出入口

事務局

事務局

杉野副市長
(副会長)

松雄副市長
(会長)

市長

名古屋大学大学院
中村教授

愛知県警
名古屋市警察部長

緑政土木局長

瑞穂区長

教育次長

スポーツ市民局長

中部地方整備局
地域道路調整官

通学路における安全対策について

1 通学路安全対策検討会

(1) 概要

- 例年、各学校が通学路の安全点検を実施し、要望事項を教育委員会に提出している。
- 5月～7月にかけて各区の通学路安全対策検討会において協議・判定する。
- 令和3年6月の千葉県八街市での交通事故を受け、通学路の再点検を実施し、追加要望を提出するよう各学校に指示をした。
- 協議・判定を受け、可能なものから、順次、対策を実施した。

<判定区分>

- A：判定年度内に対策実施予定（実施済みも含む）
- B：判定年度内から3年度以内に実施可能
- C：関係機関・地元等の調整、その他の理由で検討事項とする
- D：現状の道路形態、その他の理由で実施不可能
- E：通学路の変更を希望
- F：その他（市管理以外の道路、私有地など）

*最終判定でC、D判定となった箇所については、各学校により、ソフト対策（見守り活動や安全教育）を実施（予定）

(2) 主な要望の内容

横断歩道（停止線含む）、一時停止線、区画線、通学路路面標示、路肩カラー舗装

2 交通指導員の活動

(1) 学童の登下校時の交通指導

学校の通学路を登下校する学童に対して交通安全指導を行っている。

(2) 通学路の交通安全施設の点検

学童の通学路に設置されている信号機や交通標識、防護柵などの交通安全施設について、毎年1月末から2月にかけて一斉点検を行い、その結果を、通学路安全対策検討会の検討資料として提出される改善要望書に反映させる。（この改善要望書は各学校において整理される。）

日常の学童の登下校指導の合間に、随時通学路の安全点検を行うなど、学童の交通安全に努める。

(3) 交通安全訓練及び教育活動

小学校での交通安全教室など、わかりやすさを心がけた交通安全教育を実施している。

(4) 交通安全啓発活動

市や区役所、県警察本部、警察署などが実施する交通安全キャンペーンやゼロの日街頭指導など、さまざまな交通安全に関する活動や行事に従事して交通安全啓発活動を行っている。

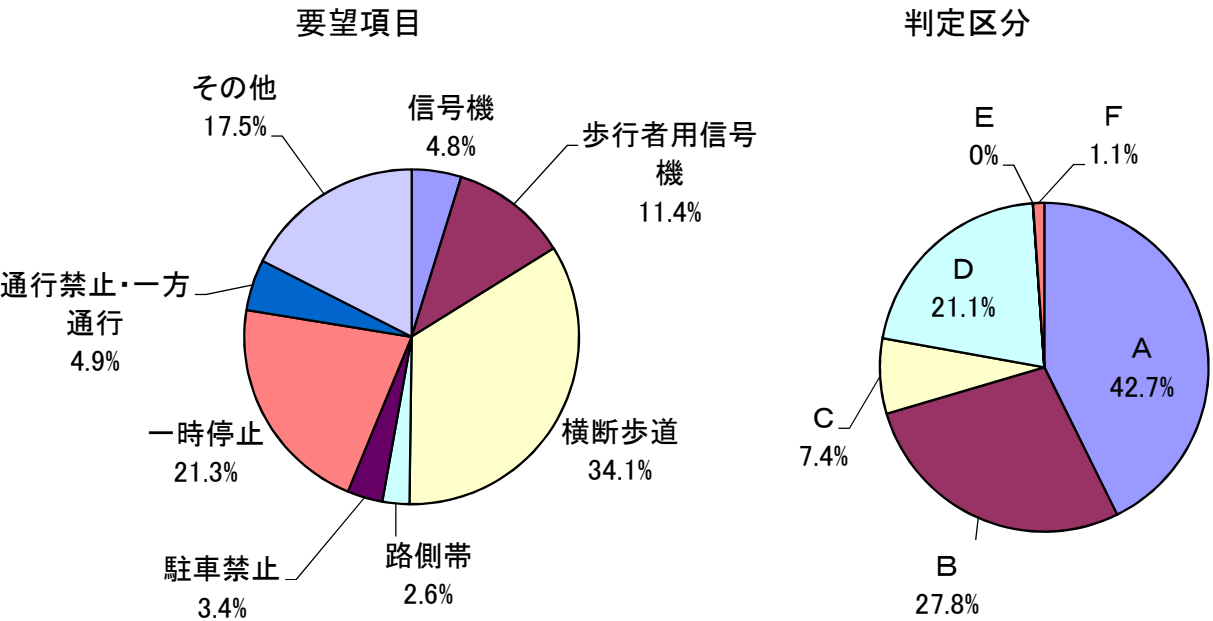
* 通学路安全対策検討会の仕組み



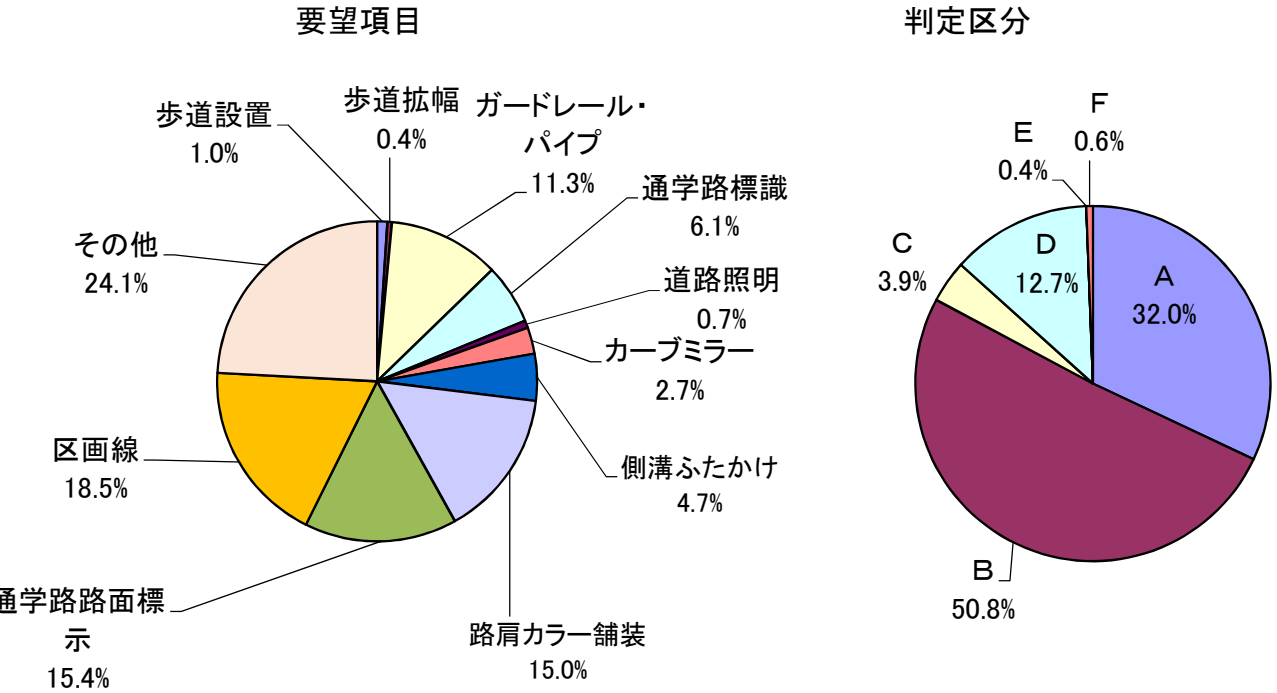
令和3年度 通学路安全対策検討会（小学校のみ）

判定の結果（小学校のみ）

《公安委員会》



《道路管理者》



区 分	項 目 / 判 定	A	B	C	D	E	F	合計
公 安 委 員 会	信号機	7	7	3	18	0	0	35
	歩行者用信号機	15	25	18	23	0	2	83
	横断歩道	116	72	18	42	0	1	249
	路側帯	5	7	4	3	0	0	19
	駐車禁止	14	7	0	4	0	0	25
	一時停止	83	51	1	18	0	3	156
	通行禁止・一方通行	9	14	3	10	0	0	36
	その他	63	20	7	36	0	2	128
小 計		312	203	54	154	0	8	731
道 路 管 理 者	歩道設置	1	0	1	5	0	0	7
	歩道拡幅	0	1	1	1	0	0	3
	ガードレール・パイプ	30	28	7	11	0	0	76
	通学路標識	16	22	0	3	0	0	41
	道路照明	2	2	0	1	0	0	5
	カーブミラー	1	0	0	17	0	0	18
	側溝ふたかけ	26	3	2	1	0	0	32
	路肩カラー舗装	6	83	1	11	0	0	101
	通学路路面標示	4	92	1	7	0	0	104
	区画線	47	71	0	7	0	0	125
	その他	83	41	13	22	0	4	163
	小 計	216	343	26	86	0	4	675
その他	その他	1	1	0	3	0	33	38
合 計		529	547	80	243	0	45	1,444

(判定区分)

- A 判定年度内に実施予定(実施済みも含む)とされたもの
- B 判定年度から3年以内に実施可能とされたもの
- C 関係機関・地元等の調整、その他の理由で検討事項とされたもの
- D 現状の道路形態、その他の理由で実施不可能とされたもの
- E 通学路の変更を希望するもの
- F その他(市管理以外の道路など)

※本資料はスポーツ市民局が判定区分を集計したものです。

※端数計算により100%とならない場合があります

名古屋市における通学路の交通安全対策について

名古屋市通学路安全対策協議会

※平成元年に設置

＜構成＞ 県警察本部交通部
市緑政土木局・スポーツ市民局
市教育委員会
（庶務：スポーツ市民局）

＜所掌＞ 検討会・作業部会の実施計画

通学路安全対策検討会

※昭和 47 年から実施

※各区ごとに設置

＜構成＞ 各警察署
市緑政土木局・各土木事務所

各区役所・市スポーツ市民局
市教育委員会
各区内小・中・特別支援学校
（庶務：スポーツ市民局）

＜所掌＞ 各学校からの要望事項の
判定に関すること 等

通学路安全点検調査作業部会

※平成 6 年から実施

（平成 12 年から協議会に組織）

※各重点小学校ごとに設置

＜構成＞ 県警察本部交通部
関係警察署
市緑政土木局・関係土木事務所
市スポーツ市民局
市教育委員会・関係小学校
国交省名古屋国道事務所
（庶務：緑政土木局）

＜所掌＞ 重点校の通学路安全点検調
査及び整備計画に関すること 等

交通安全教育等の実施状況について【教育委員会】

1 交通安全教育の概要

(1) 学校行事としての体験型交通訓練

- 関係機関や交通指導員・PTA等の協力を得て、歩行訓練や自転車訓練等体験型の交通訓練を実施
- 体験型交通訓練で使用する指導用備品（自転車・ヘルメット・信号機模型・室内用横断歩道シート）を希望する学校に配付（小学校）
- 自転車安全教室受講証を小学校・特別支援学校小学部全員に配付

(2) 校内における指導

- 「交通安全指導の手引き」（市教委）を活用し、教科「体育」、道徳教育、学級活動、児童会活動、学校行事等の特別活動と総合的な学習の時間等を中心に実施
- 集会、朝・帰りの会、校外学習時等、実情に応じた随時指導を実施

(3) 校外における指導

- 登下校時に校門付近や危険箇所において、交通指導員、学区・PTA・地域のボランティアなどの協力を得ながら安全指導を実施
- 一斉下校の際に分団の集合地まで教員が児童・生徒に付き添い、現地指導を実施

(4) その他

- 小学校・特別支援学校小学部1年生に、通学用の黄色い帽子を配付

2 通学路の安全点検

- 各学校において通学路の安全点検を定期的実施。PTAパトロールの結果や学区、交通指導員などからの情報も合わせ、要望事項を教育委員会に提出
- 通学路安全対策検討会における要望事項の判定結果を受け、危険箇所における通学路の検討や見守り活動、安全教育といったソフト対策を実施

3 通学路の設定・変更

- 教育長通知「児童生徒の通学路の設定等について」により、各学校が通学路を設定。変更等する場合は所轄警察署・土木事務所・PTA等と相談して学校で決定し指導室へ届出

1 学校行事としての体験型交通訓練

○ 小学校における体験型訓練の例



<低学年対象の歩行訓練>



<愛知県警（B-force）による自転車講習>



<中・高学年対象の自転車訓練>

2 校内における指導

○ 小学校における学級活動の学習内容（例）

	低 学 年	中 学 年	高 学 年
登下校中の事故を防ぐために	○がっこうのいきかえり ○あめの日のとうげこう ○あおしんごうがかわるとき	○安全な登校・下校 ○下校時のきけん ○友達との悪ふざけの危険 ○身近な標識と標示	○登下校の世話 ○通学路にひそむ危険 ○あせる気持ちと交通事故
道路横断中の事故を防ぐために	○どうろをわたるとき ○あぶないとびだし ○おうだんほどうをわたるとき	○青信号でも安全確認 ○アイコンタクト・ハンズアップ ○せまい道から広い道に出るとき ○ふみきりのわたり方	○薄暮時や夜間の横断 ○安全な横断 ○反射材の活用 ○あぶない斜め横断
自転車の事故を防ぐために	○じてんしゃにのるとき・ヘルメット着用 ○あんぜんなじてんしゃののりかた	○乗れば自転車も自動車・ヘルメット着用 ○自転車の安全な乗り方 ○夜間の自転車走行	○自転車の安全な乗り方・ヘルメット着用 ・ながらスマホの危険 ○自転車で歩道を走るとき ○乗れば自転車も自動車・加害者とならないために

3 通学路の設定・変更

○ 児童・生徒の通学路の設定について

昭和46年8月15日付教育長通知

改正平成18年6月1日（抜粋）

通学路設定の留意点

- (1) 通学路の設定は、できるだけ歩車道の区別のある道路とするとともに、区別がない場合は次の条件に適合すること
 - ア 車の交通量が比較的少ないこと
 - イ 道路の幅員が児童・生徒の通行を確保できる状態にあること
 - ウ 路面の占用状態（駐車・路上放置物件等）が良好であること
- (2) 警報機のない踏切、見通し不良等の危険箇所がないこと
- (3) 危険な横断箇所には、横断歩道、信号機、横断歩道橋又は地下道等が設置されているか、又は警察官等による交通整理、誘導が行われていること
- (4) 防犯の観点（人通りが少ない、見通しが悪い等）からも配慮すること
- (5) 児童・生徒の通学路として適切な道路環境であること

- 関係機関等との緊密な連携と協力のもと、通学路安全点検調査の実施や、各種交通安全施設の整備等により、ハード・ソフトの両面から交通安全対策を総合的に推進

通学路の交通安全対策の体制

名古屋市通学路安全対策協議会
【スポーツ市民局】

通学安全対策検討会
【スポーツ市民局】

通学路安全点検調査作業部会
【緑政土木局】

通学路安全点検調査

目的

通学時の児童の交通安全を確保するため、児童の視点から通学路における交通安全施設等の点検調査を行い、点検結果に基づき通学路の整備等を図る

構成

県警察本部交通部
関係警察署
緑政土木局・関係土木事務所
スポーツ市民局
教育委員会・関係小学校
国土交通省名古屋国道事務所

調査実施の流れ

重点小学校の
選考(16校)

事前調査

- ・代表児童等を対象にアンケート調査実施
- ・PTAパトロールの意見を反映

警察・土木事務所等による現地調査・対策検討

児童の視点での気づきを、アンケートによりヒアリングし現地調査・対策検討に反映

整備計画の策定
・対策の実施

交通安全対策の事例

幹線道路



【交差点コンパクト化】



【横断者巻き込み事故対策】



【右折レーンカラー】



【追突注意】



【エスコートマーク】



【防護柵】



【交差点カラー】



【狭さく】



【ゾーン30入口カラー】



【路肩カラー舗装】



【通学路標識・路面標示】



【ラウンドアバウト】

生活道路

通学路の更なる安全対策検討会について（案）

(1) 目的

瑞穂区田辺通 6 交差点等の交通事故などに対して、有識者の専門的な助言等を受けながら、愛知県警察を始めとする行政関係者と連携し、本市の通学路の更なる安全対策の方向性や内容等を検討する。

(2) 検討事項

- ① 交差点の対策
- ② 教育、広報、啓発関連
- ③ 子ども目線の通学路対策
- ④ 地域が子どもを守る安全対策
- ⑤ 車両等に関する最新技術の適用

(3) 組織

通学路の更なる安全対策検討会

会 長 : 松雄副市長
副 会 長 : 杉野副市長
委員(局長級) : 名古屋市 スポーツ市民局長、緑政土木局長、
教育次長、瑞穂区長
オブザーバー : 中部地方整備局、愛知県警察
都 度 招 集 : 有識者

所 掌：通学路の更なる安全対策の方針の決定

作 業 部 会

部会員(課長級) : スポーツ市民局地域安全推進課
緑政土木局道路維持課
教育委員会事務局指導室
瑞穂区役所地域力推進室

所 掌：通学路の更なる安全対策に係る具体的な検討

*事務局：緑政土木局路政部道路維持課

(4) 有識者懇談会

安全対策の検討にあたり、専門的な知見や助言等を聴取するために懇談会を開催する。

通学路の更なる安全対策検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 瑞穂区田辺通6交差点における交通死亡事故を受け、有識者の専門的な助言等を受けながら、愛知県警察を始めとする行政関係者と連携し、本市の通学路の更なる安全対策について、その方向性や内容等を検討するため、通学路の更なる安全対策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、通学路の安全対策に関し、次に掲げる事項について調査、検討をする。

- (1) 通学路に係る道路の構造、路面の表示その他道路管理上の対策に関すること。
- (2) 交通事故の防止、交通マナーの向上その他交通事故防止に資すると認められる各種啓発に関すること。
- (3) 児童・生徒に係る安全対策に関すること。
- (4) その他検討会の目的を達成するため必要と認めること。

(構成)

第3条 検討会に会長、副会長及び委員を置く。

- 2 会長は緑政土木局主管副市長、副会長はスポーツ市民局主管副市長とし、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は検討会の事務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 会長は、必要に応じて検討会の構成員による会議（以下「会議」という。）を招集することができる。

- 2 会議の議長は会長が行うものとし、会議の議事の進行及び総括をするものとする。
- 3 会長は、会議に国土交通省中部地方整備局及び愛知県警察の関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び前項に定める者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝金等)

第6条 前条第4項の規定により出席した者に対しては、謝金及び旅費を支払うことができるものとし、その額は、謝金については1日につき12,600円、旅費については名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を適用して算定した額とする。

(会議の公開)

第7条 検討会の会議は原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(作業部会)

第8条 検討会には、会長が別に定めるところにより、作業部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、緑政土木局路政部道路維持課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

別表

スポーツ市民局長 緑政土木局長 瑞穂区長 教育委員会事務局教育次長
--